

## 麦・大豆保管施設整備事業交付要綱

制定 令和3年1月28日付け2政統第1956号  
農林水産事務次官依命通知

### (通則)

第1 麦・大豆保管施設整備事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、麦・大豆保管施設整備事業実施要綱（令和3年1月28日付け2政統第1954号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）及び農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「交付規則」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2 補助金は、供給量や価格の不安定さが国産麦・大豆のシェア拡大を阻害する要因となっていることを踏まえ、国産麦・大豆を新たに一定数量保管し、需要に合わせて供給する等により、安定供給体制の強化に取り組む者に対して、必要な保管施設及び設備（以下「施設等」という。）の整備を支援することにより、豊凶変動に対応し、凶作時であっても安定して供給できる体制の構築を実現することを目的とする。

### (交付の対象及び補助率)

第3 農林水産大臣（以下「大臣」という。）は、実施要綱第3第2項に規定する補助事業者が行う事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金交付の対象として大臣が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 補助対象となる経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるところによる。

### (申請手続)

第4 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする者は、大臣に交付申請書を提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。

(交付申請書の提出期限)

第5 交付規則第2条に規定する大臣が別に定める交付申請書の提出期限は、政策統括官が別に通知する日までとする。

(交付決定の通知)

第6 大臣は、第4第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、補助事業者に対しその旨を通知するものとする。

2 第4第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。

(申請の取下げ)

第7 補助事業者は、第4第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、前条の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した取下書を大臣に提出しなければならない。

(契約等)

第8 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託する場合は、大臣にあらかじめ届け出なければならない。

2 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

3 補助事業者は、前項の契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ（以下「入札等」という。）に参加しようとする者に対し、別記様式第2号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。

(債権譲渡等の禁止)

第9 補助事業者は、第6第1項の規定による交付決定の通知によって生じる権利及び義務の全部又は一部を、大臣の承諾を得ずに、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第10 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第3号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助対象となる経費ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除き、補助金額の増額を伴う変更を含む。

(2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、第11に規定する軽微な変更を除く。

(3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 補助事業者は、前項各号に定める場合の他、補助金額の減額を伴う変更をしようとするとき

は、前項に準じて大臣の承認を受けることができる。

- 3 大臣は、前2項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(軽微な変更)

- 第11 交付規則第3条第1号イ及びロの大臣が別に定める軽微な変更は、別表の重要な変更の欄に掲げる変更以外の変更とする。

(事業遅延の届出)

- 第12 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、補助事業が予定の期間内に完了しない理由又は補助事業の遂行が困難となった理由及び補助事業の遂行状況を記載した書類を速やかに大臣に提出し、その指示を受けなければならない。
  - 2 前項の場合のうち、歳出予算の繰越しを必要とする場合においては、必要事項を記載した繰越承認申請書の提出をもって前項の書類の提出に代えることができる。

(概算払)

- 第13 補助事業者は、補助金等の全部又は一部について概算払を受けようとする場合には、別記様式第4号の概算払請求書を大臣及び官署支出官に提出しなければならない。

なお、概算払は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条ただし書きに基づく、財務大臣との協議が調った日以降に、協議が整った範囲で行うものとする。

(状況報告)

- 第14 補助事業者は、補助金の交付決定に係る年度の12月31日現在において、別記様式第5号により事業遂行状況報告書を作成し、当該年度の1月31日までに大臣に提出しなければならない。ただし、別記様式第6号に定める概算払請求書を提出した場合は、これをもって事業遂行状況報告書に代えることができるものとする。
  - 2 前項による報告のほか、大臣は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、補助事業者に対して当該補助事業の遂行状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

- 第15 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第7号のとおりとし、補助事業者は、補助事業を完了したとき（第10第1項による廃止の承認があったときを含む。以下同じ。）は、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日（地方公共団体に対し補助金等の全額が概算払により交付された場合は翌年度の6月10日）までに、実績報告書を大臣に提出しなければならない。
  - 2 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに別記様式第8号により作成した年度終了実績報告書を大臣に提出しなければならない。
  - 3 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出

するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかである場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

- 4 第4第2項ただし書の規定により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第9号の消費税仕入控除税額報告書により速やかに大臣に報告するとともに、大臣による返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

また、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金の額の確定のあった日の翌年6月30日までに、同様式により大臣に報告しなければならない。

#### （補助金の額の確定等）

第16 大臣は、第15第1の1の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業等の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日（地方公共団体において当該補助金等の返還のための予算措置について議会の承認が必要とされる場合で、かつ、この期限により難しい場合は90日）以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### （額の再確定）

第17 補助事業者は、第16第1項の規定による額の確定通知を受けた後において、補助事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により補助事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、大臣に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第15第1項に準じて提出するものとする。

- 2 大臣は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第16第1項に準じて改めて額の確定を行うものとする。
- 3 第16第2項及び第3項の規定は前項の場合に準用する。

#### （交付決定の取消等）

第18 大臣は、第10第1項第3号の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を本事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
  - 3 大臣は、第1項第1号から第3号までの規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
  - 4 第2項の規定による補助金等の返還及び前項の加算金の納付については、第16第3項の規定を準用（括弧書きを除く。）する。

(財産の管理等)

- 第19 補助事業者は、補助対象経費（補助事業等を他の団体に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を国に納付させることがある。

(取得財産等の処分の制限)

- 第20 取得財産等のうち適正化法施行令第13条第4号の大臣が定める機械及び重要な器具は、1件当たりの取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具とする。
- 2 適正化法第22条に定める財産の処分を制限する期間は、交付規則第5条に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）とする。
  - 3 補助事業者は、処分制限期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。
  - 4 前項の承認に当たっては、承認に係る取得財産等の残存価値相当額又は処分により得られた収入の全部又は一部を国に納付することを条件とすることがある。

(残存物件の処理)

- 第21 補助事業者は、補助事業等が完了し又は中止若しくは廃止した場合において、当該事業の実施のために取得した機械器具、仮設物、材料等の物件が残存するときは、その品目、数量及び取得価格を大臣に報告しその指示を受けなければならない。

(補助金の経理)

- 第22 補助事業者は、補助事業等についての帳簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入及び支出を記載し、補助金の使途を明らかにしておかななければならない。
- 2 補助事業者は、前項の収入及び支出について、その支出内容の証拠書類又は証拠物を整備して前項の帳簿とともに補助事業等の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

3 補助事業者は、取得財産等について当該取得財産等の処分制限期間中、前2項に規定する帳簿等に加え、別記様式第10号の財産管理台帳その他関係書類を整備保管しなければならない。

4 前3項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

附 則

この要綱は、令和3年1月28日から施行する。

(別表)

経 費	補 助 率	重要な変更	
		経費の配分 の変更	事業内容の変更
国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量を保管し、需要に合わせて供給するための施設・設備の整備	1 / 2 以内		1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を超える減
国産麦・大豆の安定的な供給に向けて一定数量を保管し、需要に合わせて供給するために必要な機能を既存の施設・設備に付与するための改修	1 / 2 以内		1 補助事業者の変更 2 事業の新設、中止又は廃止 3 事業費の 30%を超える増又は国庫補助金の増 4 事業費又は国庫補助金の 30%を超える減

別記様式第1号（第4関係）

令和〇〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 交付申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇〇年度において、令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第4の規定に基づき、〇〇〇円の交付を申請する。

（注）

- 1 承認を受けた計画の事業内容から変更があるときは、当該承認を受けた事業実施計画書に変更箇所を加筆修正した該当ページを添付して提出すること。（二段書きとし、修正前を括弧書で上段に記載）
- 2 1により、承認を受けた計画の事業内容から変更して交付申請書を提出する場合は、本文中の「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画内容のとおり事業を実施したいので」を「令和〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号で計画の承認があった事業実施計画の一部を関係資料のとおり変更し事業を実施したいので」とすること。
- 3 申請の際には、事業実施計画書の写し、当該計画書の審査の際に使用した書類の一覧表を添付すること。

別記様式第2号（第8関係）

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

補助事業者 殿

所在地  
商号又は名称  
代表者氏名

当社は、貴殿発注の〇〇契約の競争参加又は申込みに当たって、当該契約の履行地域について、現在、農林水産省の機関から〇〇契約に係る指名停止の措置等を受けていないことを申し立てます。

また、この申し立てが虚偽であることにより当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

- (注) 1 〇〇には、「工事請負」又は「物品・役務」のいずれかを記載すること。  
2 この申立書において、農林水産省の機関とは、本省内局及び外局、施設等機関、地方支分部局並びに農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センターをいう。  
ただし、北海道にあつては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局を含む。  
3 「指名停止の措置等」の「等」は、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律に基づく排除措置令又は課徴金納付命令を受けた場合であつて、その命令の同一事案において他者が農林水産省の機関から履行地域における指名停止の措置を受けた場合の当該公正取引委員会からの命令をいう。  
なお、当該命令を受けた日から、他者が受けた指名停止の期間を考慮した妥当な期間を経過した場合はこの限りではない。



別記様式第3号（第10関係）

令和〇〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 変更等承認申請書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、下記の理由により別添のとおり変更したいので、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。

記

変更（中止・廃止）の理由

- (注) 1 交付決定を受けた事業実施計画書の変更箇所を加筆修正（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）した該当資料ページを添付して提出すること。また、同様式中「事業の実施方針」を「変更（中止・廃止）の理由」と置き換えること。  
なお、添付書類については、補助金交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。
- 2 補助金の額が増額する場合は、件名の「〇〇事業補助金変更等承認申請書」を「〇〇事業補助金の変更及び追加交付申請書」とし、本文中の「下記の理由により別添のとおり変更したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱第8の規定に基づき申請する。」を「下記の理由により別添のとおり変更したいので、水田麦・大豆産地生産性向上事業補助金交付要綱第8の規定に基づき、補助金〇〇〇円を追加交付されたく申請する。」とする。
- 3 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合にあっては、「変更等承認申請書」を「中止（廃止）承認申請書」と、「変更」を「中止（廃止）」と書き換えること。

別記様式第4号（第13関係）

令和〇〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 概算払請求書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった麦・大豆保管施設整備事業補助金について、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第11の規定に基づき、下記により金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了 予 定 年 月 日	備 考
			金額	出来高	金額	〇月〇日まで予定 出来高	金額	〇月〇日まで予定 出来高		
	円	円	円	%	円	%	円	%		
計										

- 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。
- 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、当該財産等の納品書等の明細書を添付すること。
- 補助事業等の実態に応じて、上記のほか必要な事項を追加することができる。

別記様式第5号（第14関係）

令和〇〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 事業遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった補助事業について、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第12の規定により、その遂行状況を下記のとおり報告する。

記

区 分	総事業費	事 業 の 遂 行 状 況				備 考
		第3・四半期までに完了したもの		第4・四半期以降に実施するもの		
		事業費	出来高比率	事業費	事業完了予定年月日	
	円	円	%	円		
計						

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。  
2 「事業費」の欄には、事業の出来高を金額に換算した額を記載すること。

別記様式第6号（第14関係）

令和〇〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金  
概算払請求書兼遂行状況報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿  
官署支出官 農林水産省大臣官房予算課経理調査官 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定の通知のあった補助事業について、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第12の規定に基づき、令和〇年〇月〇日末日現在における遂行状況を下記のとおり報告する。  
また、併せて金〇〇〇円を概算払によって交付されたく請求する。

記

令和〇年〇月〇日現在

区分	補助事業に要する経費	(A) 国庫補助金	(B) 既受領額		遂行状況報告 〇年〇月末日の出来高	(C) 今回請求額		(A) - ((B) + (C)) 残額		事業完了予定年月日	備考
			金額	出来高		金額	〇月〇日まで予定出来高	金額	〇月〇日まで予定出来高		
	円	円	円	%	%	円	%	円	%		
計											

- (注) 1 「区分」の欄には、別表の経費の欄に掲げる経費を記載すること。  
2 補助事業等により取得した財産等の確認を必要とする場合は、当該財産等の納品書等の明細書を添付すること。  
3 補助事業等の実態に応じて、上記項目のほか必要な事項を追加することができる。

別記様式第7号（第15関係）

令和〇〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、交付決定通知の内容に従い実施したので、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第13の1の規定に基づき、その実績を報告する。

また、併せて精算額として麦・大豆保管施設整備事業補助金〇〇〇円の交付を請求する。

- (注) 1 事業の実績が、交付申請書の内容と同様のときは、「なお、事業の実績内容等は、交付申請の内容と同様であり、令和〇〇年〇〇月〇〇日に交付を完了した。」旨加筆し、事業実施計画書の添付は省略すること。
- 2 軽微な変更があったときは、交付決定を受けた事業実施計画書のコピーに変更箇所を加筆修正し添付すること。（二段書きとし、変更前を括弧書で上段に記載）
- 3 添付書類については、支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿等の写し又は補助金調書の写しとすること。
- 4 間接補助事業者に対し間接補助金を交付した年月日を記載すること。

別記様式第8号（第15関係）

〇〇年度表・大豆保管施設整備事業補助金 年度終了実績報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって補助金の交付決定通知のあった事業について、麦・大豆保管施設整備事業交付要綱第15第2項の規定により、実績を下記のとおり報告する。

記

補助事業の実施状況

区 分	交付決定の内容		年度内実績		翌年度実施		完了予定 年月日
	補助事業 に要する 経費(A)	国庫 補助金	(A)のうち 年度内支出済 額	概算払 受入済額	(A)のうち 未支出額	翌年度 繰越額	
翌年度繰越分	円	円	円	円	円	円	
〇〇〇〇							
〇〇〇〇							
年度内完了分							
〇〇〇〇							
合 計							

- (注) 1 本様式は、年度内に補助事業が完了しなかった場合に提出するものとする。（翌年度繰越を行った場合の他、国庫債務負担行為にかかる場合や、補助金額全額を概算払いで受入済だが予期せぬ事故により結果として年度内に完了しなかった場合を含む。）
- 2 交付決定の内容欄は、年度内に軽微な変更を行っている場合は、軽微な変更後の金額によるものとし軽微な変更前の金額を上段括弧で記載すること。

別記様式第9号（第15関係）

令和〇〇年度麦・大豆保管施設整備事業補助金 消費税仕入控除税額報告書

番 号  
年 月 日

農林水産大臣 殿

補助事業者名  
所在地  
代表者氏名

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号をもって交付決定通知のあった麦・大豆保管施設整備事業補助金について、麦・大豆保管施設整備事業補助金交付要綱第13の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 適正化法第15条の補助金の額の確定額 (令和〇〇年〇月〇日付け〇〇第〇〇号による額の確定通知額)	金	円
2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	金	円
4 補助金返還相当額(3-2)	金	円

(注) 記載内容の確認のために必要となる、以下の資料を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること)
- ・補助事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等に該当する場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載  
[ ]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載  
[ ]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、補助事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・新たに設立された法人であって、かつ、免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる資料など、免税事業者であることを確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・補助事業者が消費税法第 60 条第 4 項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料



別記様式第 10 号 (第 22 関係)

財 産 管 理 台 帳

補助事業者名

地区名		地区		事業実施年度		年度		農林水産省所管補助金名									
施設等 名称	事業の内容					工期		経費の配分				処分制限期間		処分の状況		摘要	
	事業種目 (事業細目)	事業主体	工種構造 施設区分	施工箇所 又は 設置場所	事業量	着工 年月日	竣工 年月日	総事業費	負担区分			耐用 年数	処分制 限年月 日	承認 年月日	処分の 内容		
									補助金	市町村	その他						
	計																
	計																
	合計																

- (注) 1 処分制限年月日欄には、処分制限の終期を記入すること。  
 2 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等を記入すること。  
 3 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸し付け先及び抵当権等の設定権者の名称又は補助金返還額を記入すること。  
 4 この書式により難しい場合には、処分制限期間欄及び処分の状況欄を含むほかの書式をもって財産管理台帳に代えることができる。